

## 理 由 書

水戸・勝田都市計画区域は、本県のほぼ中央部、東京都心から約100km圏内に位置し、首都圏整備法に基づく都市開発区域に指定されている。

本区域は、広域的な交通体系の整備の進展や、商業、文化、行政機能の集積、臨海部における製造業等の企業の進出や原子力研究・開発関連施設の立地とともに自然及び歴史・文化的な観光資源が広範囲に分布していることなどにより、産業や人口の集積が進んできたところである。

本区域においては、昭和46年3月に区域区分を定め、これまでに7回の定期見直しと9回の随時変更を行い、適切な市街化区域の規模を確保してきたところである。

常陸那珂港区は、東京都心から北東約110km、水戸市東方約10kmに位置し、ひたちなか市と東海村にまたがる総面積783haの重要港湾であり、茨城港港湾計画に基づき整備が進められ、現在までに、北ふ頭地区において、外貿及び内貿ふ頭の供用が開始されている。また、令和3年1月には常陸那珂共同火力発電所1号機の営業運転が開始するとともに、物流企業や建設機械関連企業が進出しており、建設機械の輸出拠点として発展している。さらに、中央ふ頭地区においては、令和4年度にD岸壁の延長300mが全面供用となったほか、背後埠頭用地が令和7年度に供用開始された。

また、ひたちなか市第3次都市計画マスタープランにおいても、港湾を含めた広域交通利便性等を活用した拠点形成を図る中で、港湾機能の拡充のための港湾施設のさらなる整備の促進、物流・生産機能の集積を掲げている。

今回、市街化区域に編入する茨城港常陸那珂港区地区は、茨城港常陸那珂港区内の埋立が完了する中央ふ頭用地の一部である。

このようなことから、本都市計画区域の「整備、開発及び保全の方針」や都市計画基礎調査等を踏まえ、本案のとおり区域区分の変更を行い、本都市計画区域の計画的な市街化を図るものである。